

浜 広 介 第 396 号

平成 28 年 9 月 5 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

訪問介護における通院等乗降介助に係る算定基準について

平素より、介護保険業務に対しご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、通院等乗降介助の算定について、「通院等」に認められる範囲が不明確であるため、多くの問い合わせをいただいている状況にあります。

この度、通院等乗降介助で算定が認められる範囲について、厚生労働省に確認を行い、その算定基準を整理しました。この中には、これまで保険者判断で「算定可能」としていたものもありますが、その全てを精査し、見直しをしています。

つきましては、今後は下記のことにご留意いただき、算定基準を遵守した適切なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 施行時期 平成 28 年 10 月 1 日
- 2 算定基準 別紙のとおり
- 3 特に留意いただきたい事項
 - (1) 算定基準外の内容について、算定をするべき特段の理由がある場合は、サービス担当者会議の記録及びケアプランの写しを保険者に提出し、個別に判断をする必要があります。
 - (2) 入退院については、通院等乗降介助での算定ができないことはもちろんですが、身体介護中心型の通院・外出介助でも認められないので注意が必要です。

以上

【問い合わせ先】

〒697-0016 浜田市野原町 859-1
浜田地区広域行政組合介護保険課
給付係 TEL (0855) 25-1520

通院等乗降介助に係る算定基準について

1 通院等乗降介助について

報酬算定に当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の1つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅サービス計画に位置付けられている必要があります。

居宅サービス計画において、

ア 通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

イ 利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

ウ 総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

を、明確に記載する必要があります。

※「平成12年3月1日老企第36号」

※ 通院等乗降介助の利用に当たっては、「利用目的」と「利用者が乗降介助を要すると判断した理由」を明確にし、「その他の利用する介護サービスとの整合性」を確認することが必要です。

2 通院等乗降介助の利用目的について

「通院等のため」とは、身体介護中心型としての通院・外出介助と同じものであるとされています。

具体的には、

○ 声かけ・説明 → 病院等に行くための準備 → バス等の交通機関への乗降 → 気分の確認 → 受診等の手続を行う。

※「平成12年3月17日老計第10号」

なお、通院等乗降介助の報酬算定に当たっては、目的地（病院等）に行くための一連の行為（利用者に対して、通院等のため、車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助。）に対して介助をすることが必要です。

（次頁へ）

3 通院等乗降介助の「通院等のため」に認められる内容について

- (1) 病院への通院
- (2) 日用必需品の買い物
- (3) 生活費の払戻しや公共料金の支払い
- (4) サービス選択の目的での介護保険施設等の見学
- (5) 公共機関での各種手続

※ 国が示す「認められる内容」とは、以上の項目です。

基本的には、これ以外は認められないということになりますが、適切なアセスメントと保険者判断により認められる場合があります。

4 通院等乗降介助の算定基準について

No.	内 容	報酬算定の考え方
1	買い物への送迎及び付き添い	算定可 日用必需品の買い物はよい。(店舗内での介助が確保されていること。) 移動範囲は基本的に在住市内とする。
2	理髪店・美容院への送迎及び付き添い	算定不可 移動理髪車や訪問美容師等で対応。
3	冠婚葬祭に関する送迎及び付き添い	算定不可 墓参りも同様。
4	選挙への送迎及び付き添い	算定可 前記(5)の理由により。
5	眼鏡や補聴器の購入、修理の送迎及び付き添い	算定可 前記(1)、(2)の理由により。
6	入退院時の送迎及び付き添い	算定不可 入退院は居宅サービスではないとの判断をしているため。
7	通院の送迎及び付き添い後、そのまま入院となった場合	算定可 (状況の記録が必要。) 居宅サービス利用後に、引き続き結果的に入院となったという状況のため。
8	病院から病院への送迎及び付き添い	算定不可 医療機関の移送は、介護保険法における訪問介護の定義に該当しないため。
9	マッサージや鍼灸院への送迎及び付き添い	算定可 医療保険適用である場合。

No.	内 容	報酬算定の考え方
10	短期入所サービスの送迎	<p>算定不可</p> <p>家族が行うことが原則であるため。</p> <p>しかし、利用者の心身状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要な場合は、事業所が加算を取って送迎を行うことができる。</p> <p>(事業所が準備する車両では送迎ができない場合は、通院等乗降介助を算定可とすることがある。)</p>
11	通院後に買い物をして帰宅すること	<p>基本的には認められない。</p> <p>調剤薬局に薬を受け取りに行くことはよい。(その際の待ち時間までは関与しない。)</p>
12	通院等乗降介助で同乗者は認められるか	<p>基本的には本人のみの送迎とする。</p>

5 その他

- (1) 介護報酬の算定に当たっては、「①適切なアセスメントの実施」と「②適切な保険者の判断」のもと、適切に報酬算定が行われるものと考えます。

算定基準外の内容について、算定をするべき特段の理由がある場合は、サービス担当者会議の記録及びケアプランの写しを保険者に提出し、個別に判断をする必要があります。

- (2) 前表の「No.6 入退院時の送迎及び付き添い」について、通院等乗降介助での算定ができないことはもちろんですが、身体介護中心型の通院・外出介助でも認められないので注意が必要です。

※ 国は、「入退院の行為を居宅サービスではない。」と判断しているためです。

以上